【15．建築物全体のエネルギー消費性能】
【イ．非住宅建築物】
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
【ハ．共同住宅等】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準

【15．建築物全体のエネルギー消費性能】
【イ．非住宅建築物】
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
【ハ．共同住宅等】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準